

報告第 25 号

債権放棄の報告について

ふじみ野市債権管理条例（平成 30 年ふじみ野市条例第 2 号）第 15 条の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条例第 16 条の規定により報告する。

- 1 放棄した債権の名称 水道料金
- 2 放棄した債権の件数及び額 22, 838 件 53, 992, 545 円
- 3 放棄した事由

(1) 債務者が死亡、失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、弁済する見込みがないと認められるため

(2) 私債権について、消滅時効に係る期間が満了したため

- 4 所管課 上下水道課

令和 6 年 8 月 29 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博